

AM&T CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

I Lawyer's Eye

- (i) 外国投資法草案(その2) 弁護士 若林 耕/弁護士 濱本 浩平
(ii) 間接譲渡への課税に関する「7号公告」 弁護士 濱本 浩平

II 中国法令アップデート

- 「中国(上海)自由貿易試験区公共信用情報管理使用弁法」、「中国(上海)自由貿易試験区信用情報リサーチサービス規程」
- 「中国(上海)自由貿易試験区における分帳核算業務域外融資」、「クロスボーダー資金流動のマクロプルーデンス管理実施細則(試行)」
- 特許行政法律執行弁法(草案)
- 「最高人民法院による特許紛争事件の審理における法律適用問題に関する若干規定」の改正に関する決定
- 「中華人民共和國民事訴訟法」の適用に関する解釈
- 非居住者企業による財産の間接譲渡についての企業所得税の若干問題に関する公告

III 台湾法令アップデート

- 公平取引法
- 電子決済機関管理条例
- 労働基準法
- 食品安全衛生管理法
- 保険法
- 国際金融業務条例
- 銀行法
- 金融消費者保護法

IV 中国万感

～春節の祭り(廟会)～

北京オフィス顧問 李 加弟

I Lawyer's Eye (i)

弁護士 若林 耕/弁護士 濱本 浩平

外国投資法草案(その2)

草案は、「外国投資者」によって行われる中国国内における一定の投資活動を「外国投資」と定義して規律を行うものであり、現状の外資規制からの変更点では、(i)「三資企業法」の廃止、(ii)外国投資に関する報告制度の導入、(iii)外国投資の原則事後届出化(ネガティブリストによる管理方式への移行)、(iv)国家安全審査制度の見直し等が特に注目すべき点と思われる。

前号では、既存の外商投資企業に対する影響という観点から(i)及び(ii)を中心に紹介し、合わせて中国大陸で盛んに議論されているVIEストラクチャによる投資への影響について紹介をおこなった。

本号では、中国への新規投資という観点から(iii)及び(iv)を中心に紹介を行うほか、外国投資法の下での撤退や投資に関連する契約の準拠法についても簡単な紹介を行う。

草案は、外国投資者による中国法人の設立や中国法人の持分・株式の取得だけでなく、出資先への弁済期が1年以上の融資や、中国国内の土地使用権・建物所有権の取得、契約を通じた中国法人の支配権の取得も「外国投資」として規制対象に置いているが、本稿では便宜上、中国法人の設立と持分・株式の取得に限って説明を行う。

1. ネガティブリストによる管理方式への移行

草案では、外国投資については、ネガティブリストによる管理方式を採用することが明記された。現行法では、そもそも外国投資が禁止される領域は除き、外国投資については、商務部門による事前の審査認可が要求されており、審査認可手続には時間がかかるうえ、本来的には出資者間で合意可能な合弁契約や定款等の内容について、商務部門から事実上の修正指導が行われることもあり、外国投資者について負担となっていた。

草案では、別途制定される予定の外国投資者による投資を禁止・制限する分野の「実施禁止・制限目録」(ネガティブリスト)に基づく管理が行われ、ネガティブリストに記載がない場合は、商務部門による事前の審査認可は不要とされ、原則として投資実施(具体的には会社設立登記)から30日以内の報告(外国投資事項報告。報告事項については本文末尾を参照。)で足りることとなっている。これまでの審査認可に当たっては提出が必要とされていた合弁契約や定款は報告事項に含まれておらず、当事者間での自由な合意が可能になるとと思われる。

なお、現時点でネガティブリストの草案は公表されていないが、ほとんどの外国投資について事前の審査認可の取得が不要とされ、会社設立時の外国投資者の負担が軽減されることが期待される。

一方、ネガティブリストの条件に該当する外国投資については、外国投資主管部門から事前に「参入許可」を取得することが義務付けられている。具体的には、草案によれば、「実施制限目録」には、(1)国务院の規定する金額基準を超える投資、(2)外国投資の実施を制限する領域が含まれるとされており、(1)又は(2)に該当する外国投資を行おうとする場合には、管轄の外国投資主管部門から事前に「参入許可」を取得することが必要となる。

中国法人を新規設立する場合を例にとると、草案の下では、投資対象となる事業がネガティブリストに含まれるか否かによって法人設立の流れは以下の様になるとと思われる。

(1) ネガティブリスト外の事業を営む法人
[会社設立登記(工商部門)]→[外国投資事項報告(商務部門)]

(2) ネガティブリスト上の事業を営む法人
[参入許可(商務部門)]→[会社設立登記(工商部門)]→[外国投資事項報告(商務部門)]

また、外国投資主管部門から「参入許可」を取得する前に特別な行政許可(監督管理部門からの許可)の取得が要求される場合、当該行政許可を取得したうえで「参入許可」が交付されることになる。法律上は行政許可の前置的な取得が特段要求されていない場合でも、外国投資主管部門は審査の際に関連する行政機関(監督管理部門)から意見を聴取するとされており、「参入許可」以外に特別な行政許可の取得が要求されるケースでは、実務的には出資者は関連する行政機関との間でも、事前相談等の調整を行っておく必要があるように思われる。

「参入許可」の審査期限は、申請日から30営業日内(状況が複雑な場合は更に30営業日延長可能)とされている。外国投資主管部門は、「参入許可」の審査過程において、当該外国投資が国家の安全に危害を与える可能性があると判断する場合、同審査を中断し、出資者に対し書面により「国家安全審査」を申請するように告知することができる。そのため、国家安全審査が必要とされる場合は、参入許可申請又は会社設立登記の前に、商務部から審査通過の決定を取得する必要があると思われる。

また、草案では「参入許可」の決定にあたっては、外国投資主管部門は、以下のような付加的条件を付することができる点とされている点が注目される。このような裁量的な措置はこれまでの「三資企業法」や外国投資の実務でも見られなかったものである。

- ① 資産又は業務の切離し
- ② 持分比率の制限
- ③ 経営期間の要求
- ④ 投資区域の制限
- ⑤ 現地従業員の比率又は人数の要求
- ⑥ 国務院の規定するその他の条件

2. 参入許可における「内資扱い」

ネガティブリストの運用に当たっては、外国法人である外国投資者が「中国投資者」(中国籍自然人、中国政府又はこれらに支配される中国企業)に支配されている場合には、参入許可に当たってその事実を示すことで、当該外国投資が実態に応じて中国投資者による投資と取り扱われる。かかる取扱いを受ける場合、参入許可決定に当たって中国投資者による投資であることへの言及がなされることになる。

このため、参入許可を受けた時点では(例えば還流投資によって)中国籍自然人が最終支配者である場合でも、事後的に当該自然人が国籍を変更する(中国では富裕層がカナダ国籍やオーストラリア国籍を変更することも散見される。)、ないし投資に用いた外国法人を上場させるといったことにより「中国投資者」の最終的な支配が失われる場合には、参入許可違反になる可能性もあり、注意が必要である。

3. 国家安全審査制度の見直し

一定の条件を満たす外国投資者による国内企業の「買収合併」にあたっては、国家の安全、国防等の観点から、商務部による買収安全審査を受けなければならないとされている（「外国投資者による国内企業買収に対する安全審査制度の確立に関する通知¹⁾」）。

しかしながら、実務では安全審査制度に関する手続規定が明確ではなかったため、同審査が外国投資者の立場から透明に行われていないとの批判がなされていた。

草案では、現行の安全審査制度に関する上記通知等をベースとして、(1)安全審査制度の対象を拡大し、(2)安全審査において考慮すべき要素を具体化し、(3)審査手続を明確にするとともに、(4)安全審査の合格についても付加的条件を付することも認めた。一方で、安全審査の決定を不服として、外国投資者は行政訴訟により争うことができないということも規定されている。

特に(1)安全審査制度の対象拡大については、現在対象となっている既存の中国企業の株式・持分や資産を買収する取引に止まらず、「国家の安全を害する又は害するおそれのある外国投資」全般が広く対象とされていることから、不透明な運用がなされないか懸念される。

草案において安全審査において考慮すべきとされている要素は、主に以下の通りである。

- ① 国防安全への影響
- ② 国家安全の重要技術の研究開発能力への影響
- ③ 国家安全領域の中国の技術先端地位への影響
- ④ 輸出入管理を受ける敏感技術、毒性化学薬品の技術拡散への影響
- ⑤ 中国の重要インフラ及び重要技術への影響
- ⑥ 中国の情報・ネットワークの安全への影響
- ⑦ 中国のエネルギー、食糧その他の重要資源の長期的な需要への影響
- ⑧ 外国投資事項が外国政府のコントロールを受けているか
- ⑨ 国家経済の安定的運営への影響
- ⑩ 社会公共の利益及び公共秩序への影響
- ⑪ 聯席会議が認定するその他の考慮すべき事項

4. 違反に対する制裁

参入許可や安全審査の規定に違反して行われた外国投資に対しては下表のような処罰が行われることになる²⁾。制裁金の金額が「投資額」を基準に定められており、高額になる可能性があることから注意が必要である。

違反態様	制裁金	違法所得没収	その他
a. 禁止目録内の分野への投資	下限:10 万元 上限:100 万元又は 違法投資額の 10% 以下	あり	✓ 投資の実施停止 ✓ 持分その他の資産の 処分命令
b. 制限目録内の分野への未許可での投資	下限:10 万元 上限:100 万元又は 違法投資額の 10% 以下	あり	✓ 投資の実施停止 ✓ 持分その他の資産の 処分命令

¹⁾ 中国語：关于建立外国投资者并购境内企业安全审查制度的通知（国办发[2011]6 号）

²⁾ 草案第 10 章。

c. 参入許可決定の付加的条件違反	下限:5 万元 上限:50 万元又は投資額の 5%以下	なし	✓ 是正命令 ✓ 参入許可取消し(是正命令違反又は情状が悪質な場合)
d. 安全審査での虚偽資料提出・虚偽供述	下限:10 万元 上限:100 万元又は投資額の 10%以下	なし	✓ 是正命令 ✓ 再度の安全審査
e. 安全審査決定の付加的条件違反			
f. 報告義務違反	(是正命令違反又は情状が悪質な場合) 下限:5 万元 上限:50 万元又は投資額の 5%以下	なし	✓ 是正命令

三資企業法には行政処罰の規定は存在せず、現状は未認可での事業活動に対しては無許可経営として工商部門による処罰が行われているが³、外国投資法の下では外国投資主管部門(現在は商務部門)による処罰が行われることになる。

5. 準拠法選択への影響

草案は外国投資に関する契約の準拠法について中国法準拠を強制している点も注目に値する。具体的には、「外国投資者が中国国内において履行する投資契約」については中国法準拠が強制されることになる。

何が「外国投資者が中国国内において履行する投資契約」に当たるかは明確ではないが、仮に「外国投資」に関する契約がこれに当たるとすると、現在でも中国法準拠が強制されている中外合弁契約や中外合作契約等の他にも、現在は当事者による準拠法選択が可能な外資合弁企業の合弁契約、期間1年を超える親子ローンの貸付契約等についても中国法準拠が強制されることになることには留意が必要である。

6. 撤退への影響

草案の通り外国投資法が公布・施行された場合、外国投資者が中国への投資から撤退を行う場合の自由度も高まることが期待される。具体的には、現在全て事前認可が必要な持分譲渡や会社解散についても事後報告のみで可能になることが予想される(例外的に、持分譲渡の譲受人が参入許可を取得する必要がある場合は、事前許可が必要となる。)

特に、現在は事前認可が要求されている中国法人の解散・清算による撤退について、地方によっては認可申請に際して従業員の整理状況の説明を要求され、認可申請までに大部分の従業員と退職につき合意することが事実上要請される場合もあるが、かかる認可のプロセスがなくなる結果、外商投資企業の解散・清算の実務も大きく変わる可能性があると思われる。

以上

外国投資事項報告において報告が必要な情報

- ① 外国投資者の基本情報
名称、住所、登録地、実質支配者、組織形態、主要業務、担当者、連絡先

³ 無許可経営調査処分取締弁法(中国語:无照经营查处取缔办法)が根拠となる。

- ② 外国投資の基本情報
投資金額、資金源、投資領域・地域、投資時期、投資方法、出資比率・方法、許認可・届出の状況
- ③ 外国投資企業の基本情報
名称、住所、組織機構コード、登録地、持株構造、投資金額、登録資本、実質支配者、組織形態、経営範囲、担当者、連絡先

I Lawyer's Eye (ii)

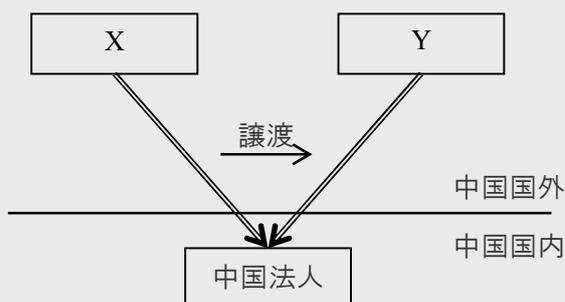
弁護士 濱本 浩平

間接譲渡への課税に関する「7号公告」

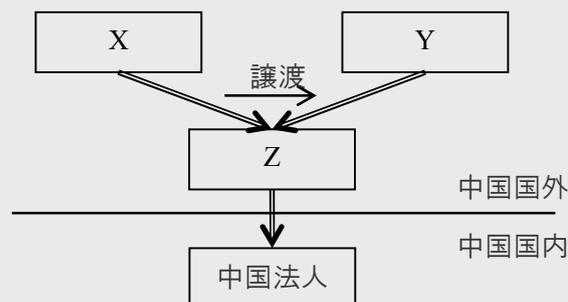
1. 「7号公告」の背景

中国法人の持分を中国の非居住者である外国法人が譲渡した場合(図1)、その持分譲渡益に対しては税率10%で企業所得税が課税されることになる¹。これを避ける為に、実質的に中国法人の持分譲渡をしたのと同じような効果を生じる取引を行うことが考えられる。例えば、持分譲渡益への課税が非課税ないし中国より低い国・地域(例えばケイマンや香港)に設立した法人を中国法人の出資者として、出資者である外国法人の持分を譲渡するという方法である(図2)。このような方法は、中国法人の持分を間接的に譲渡していることから「間接譲渡」といわれている。

【図1】



【図2】



間接譲渡が行われると中国の税収は減少するため²、中国の税務当局は、中国の企業所得税法において、一定の場合に間接譲渡が中国法人の持分を直接譲渡したと取り扱う権限を与えられている。具体的には、合理的な商業目的を有しない取決めを通じて納税すべき収入又は所得の額を減少させた場合に、合理的な方法に従って調整を行うことができる³。

税務当局がこの権限を行使する際の指針となるのが、2015年2月3日付けで公表された「非居住者企業による財産の間接譲渡についての企業所得税の若干問題に関する公告⁴」(「7号公告」)である。

本稿では7号公告の内容を簡単に紹介すると共に、中国の非居住者間での取引実務に対する影響を検討する。また、これまで間接譲渡への課税に関して適用されていたいわゆる「698号文」⁵との相違点についても簡単に触れる。

¹ 企業所得税法3条3項、企業所得税法实施条例91条1項。

² 中国源泉所得に対してのみ課税される非居住者の法人が中国国外の法人の持分を譲渡する場合、持分譲渡益が中国源泉所得に当たるかは投資先企業の所在地によって決定されるため(企業所得税法实施条例7条3号)、その持分譲渡益については原則として中国での納税義務は生じない。

³ 企業所得税法47条。

⁴ 关于非居民企业间接转让财产企业所得税若干问题的公告(国家税务总局公告2015年第7号)

⁵ 非居住者企業の持分譲渡所得の企業所得税管理の強化に関する通知(国税函[2009]698号)。中国語: 国家税务总局关于加强非居民企业股权转让所得企业所得税管理的通知。

2. 7号公告の対象

7号公告は、(i)「中国課税資産」を、(ii)「合理的な商業目的」を有しない取決めにより譲渡した場合に、(iii)企業所得税法に基づいて当該資産を直接譲渡したとみなして課税を行うことを内容とするものである。

(1) 中国課税資産

7号公告は、中国において企業所得税を納税すべき以下の資産⁶（総称して「中国課税資産」と定義されている。）の間接譲渡に対して適用される。

- a 中国国内の機構・場所の資産⁷(例: 駐在員事務所)
- b 中国国内の不動産(例: 建物所有権)
- c 中国居住者企業へのエクイティ投資資産等(例: 中国法人の出資持分)

「間接譲渡」は、国外企業(図2でいうZ)の持分その他の権利・利益を譲渡することで、中国課税資産を直接譲渡したのと同様又は近い実質を持つ結果を生じさせるような取引と定義されている⁸。

698号文では明文の規定はなかったものの、間接譲渡される客体は中国法人の株式・持分であることが前提にされていたと思われ、7号公告のカバーする範囲はより拡大されている。

(2) 合理的な商業目的がないこと

税務当局による課税が行われるのは間接譲渡を含む取引に「合理的な商業目的」がない場合である。

法令上は「合理的な商業目的」がないとは、税金の減少、免除又は納付繰延べを主要な目的とすることとされているが⁹、7号公告では更に具体的に、譲渡される国外企業の主要な価値が中国課税資産から生じたものであるか等の少なくとも7の要素を考慮して「合理的な商業目的」の有無を判断するとしている¹⁰。各要素についてご興味のある向きは本文末尾を参照されたい。

7号公告の列挙する要素によると、例えば、

- 直接の譲渡対象となる国外企業に事業の実質がなく、実業は子会社である中国法人のみが行っている
- 中国国内の資産を直接譲渡しても同様の取引を行える
- 持分譲渡の直前に持株構造を変更した
- 直接の譲渡対象となる国外企業の登録地における税負担が中国より低い

等の要素が重なる場合については「合理的な商業目的」が存在しないという認定を受ける可能性が高い。

なお698号文には「合理的な商業目的」がない場合の判断要素は規定されていなかった。

(3) ブラックリスト

⁶ 7号公告1条2項。

⁷ 企業所得税法实施条例5条1項にいう「機構・場所」であり、概ね、租税条約における「PE」に類似の概念である。

⁸ 7号公告1条3項。

⁹ 企業所得税法实施条例120条。

¹⁰ 7号公告3条。

譲渡される国外企業の現金以外の資産の 90%以上が中国向けの投資であること、当該国外企業が経済的実質を有しないこと等の条件(本文末尾参照)を全て満たし、特に実質的に中国課税資産の譲渡をしていると言えるような場合については、直ちに「合理的な商業目的」が存在しないと認定してよいとされている¹¹。

(4) セーフハーバー

逆に、市場における売買で中国課税資産の譲渡を行う場合¹²や、直接譲渡した場合でも租税条約等に基づき税負担が発生しない場合については 7 号公告の適用対象から外されている¹³。

また、グループ内再編において行われる間接譲渡も、一定の条件を満たす場合は合理的な商業目的を有すると認定すべきとされている¹⁴。ただし、譲渡対価を全て譲受人又は譲受人と支配関係のある法人の持分で支払うことが要求される等、条件を満たすことは容易ではない。

3. 当局による調整

以上のようなレビューの結果、「合理的な商業目的」を有しないと判定された場合には、間接譲渡された中国課税資産が直接譲渡されたものとして、企業所得税の課税が行われる(本文末尾参照)¹⁵。

図 2 の例でいえば、仮に Z 持分の譲渡益が 100 とした場合に、(i)Z が中国法人持分以外に資産を保有していないとすると、納税額は $100 \times 10\% = 10$ となり、(ii)Z が中国法人持分以外に日本法人の持分も保有しており、中国法人持分の譲渡による所得が 120、日本法人持分の譲渡による所得が -20 とすると、納税額は $120 \times 10\% = 12$ となる。

なお 698 号文では調整が行われる場合に中間持株会社(図 2 でいう Z)の存在が否認されることは明らかであったものの、それ以上にどのような課税がなされるかは規定上明らかではなかった。

4. 報告・源泉徴収義務等

(1) 当事者による報告はまずは任意

中国課税資産の間接譲渡を行う場合でも、取引の当事者としては税務当局から要求されない限り報告は義務ではない。税務当局への取引の報告は次の 3 つの場面が想定されている。

- a セーフハーバー規定適用のための自発的な報告¹⁶
- b 納税義務違反の責任(後述)の減免を求めるための自発的な報告¹⁷
- c 当局に要求された場合の義務的な報告¹⁸

¹¹ 7 号公告 4 条。

¹² 持分の取得も公開市場で行われることが要求されている点に注意が必要である。

¹³ 7 号公告 5 条。

¹⁴ 7 号公告 6 条。

¹⁵ 7 号公告 2 条。

¹⁶ 7 号公告 9 条。

¹⁷ 7 号公告 8 条 3 項。

¹⁸ 7 号公告 10 条。

ただし、譲受人が負担する源泉徴収義務との関係で微妙な問題を生じることになる。(各場面での報告事項は本文末尾参照)

(2) 譲受人に源泉徴収義務

取引に「合理的な商業目的」がないとして中国の企業所得税が課税される場合、譲渡人に対して譲渡対価の支払義務を負っている者(通常は譲受人(図 2 でいう Y))が源泉徴収義務を負うことになる。ただ、源泉徴収後の納税手続等について現状は規定が存在せず、税務当局との個別の相談が必要になると思われる。

源泉徴収義務に違反した場合の制裁は以下の通りである。持分譲渡契約の締結日から 30 日以内に自発的に報告した場合に納税義務違反の責任が減免される可能性がある点が注目される。

	通常	持分譲渡契約の締結日から 30 日以内に自発的に報告した場合
遅延利息 ¹⁹	✓ 納税義務の発生年度に中国人民銀行が公布した同期間の人民元貸付基準利率に 5%を加えた利率	✓ 納税義務の発生年度に中国人民銀行が公布した同期間の人民元貸付基準利率(5%の加算無し)
過料 ²⁰	✓ 未納付額の 0.5~3 倍	✓ 任意的減免

(3) 譲渡当事者間の利害関係

今後の運用や個別の取引における事情にもよるものの、以上を踏まえると一般的には

- 譲渡人: 税務当局に取引を発見されることを避けるべく、セーフハーバー規定が明らかに適用される場合を除き、自発的な報告には消極的
 - 譲受人: 「合理的な商業目的」の有無の判断の不確かさ、なしとされた場合でも制裁の減免を受けられる可能性を考慮し、自発的な報告には積極的
- という図式になると思われる。

これまでの 698 号文においては、譲渡人にのみ報告義務が課せられており、また譲受人に源泉徴収義務が課されていないことから、譲渡人が反対する場合に譲受人が積極的に報告を行う動機が乏しかった点とは異なる。

(4) 税務当局による調査

当事者による自発的な報告に加えて、一般に税務当局は以下のような方法で間接譲渡に関する情報を得ていると言われている。

- 譲渡に関する報道
- 譲渡当事者によるプレスリリース
- 中国法人における高級管理職(董事・監事等)の変更
- (間接譲渡とは別の)税務調査における担当者の話

¹⁹ 7 号公告 13 条、企業所得税法 48 条、企業所得税法实施条例 122 条 1 項。納税義務の発生日は持分譲渡契約の効力が発生し、持分の移転が完了した日とされている(7 号公告 15 条)。

²⁰ 7 号公告 8 条 3 項、税收徴収管理法(中国語: 中华人民共和国税收征收管理法)69 条。

なお、税務当局による調査は反租税回避に関する一般規定に従って行われる²¹。

5. 今後の問題点

7号公告は中国法人の子会社等、中国国内の資産を有する中国国外法人が関連する M&A 取引に当たって無視できないものであり、取引に当たっては 7号公告を踏まえた税務面での検討や、税務当局による事後的な調整が行われた場合の求償条項等のドラフティング上の対応も必要になってくると思われる。

7号公告は公表日(2015年2月3日)に施行され、同日時点で税務処理がなされていない間接譲渡についても7号公告に従って取り扱われるとされている²²。とはいえ、7号公告の今後の運用については例えば以下の事項を始め、不明確な点が少なくない。

- 自発的な報告を行った場合の税務当局からの回答期限や回答内容
- 中国課税資産に対応する所得とそうでない所得の算定方法
- 非居住者が源泉徴収して納税する手続²³

これらの各点については今後の動向に十分注意する必要がある。

1 合理的な商業目的の有無を判断する要素(7号公告3条)

- a 国外企業の持分の主要な価値が、直接又は間接に中国課税資産により生じたものであるか。
- b 国外企業の資産が、主に直接又は間接に中国国内の投資により形成されたものであるか、また、国外企業が取得する収入の主要な直接又は間接な源泉が中国国内にあるか。
- c 国外企業が直接又は間接に保有する中国課税資産に属する企業が実際に履行している機能と負担しているリスクから、企業のストラクチャに経済的実質があると言えるか。
- d 国外企業の出資者、事業モデル、関連する企業のストラクチャが存在する期間
- e 間接譲渡される中国課税資産の取引についての中国国外での所得課税の状況
- f 持分譲渡者(図2でいうX)による間接的な中国課税資産の投資・譲渡取引を、直接的な投資・譲渡の取引により代替可能か
- g 中国課税資産の間接譲渡に中国において租税条約・協定を適用可能か
- h その他の関連する要素

2 ブラックリスト(7号公告4条)

以下の条件を全て満たす場合。

- a 国外企業の持分の価値の75%以上が直接又は間接に中国課税資産を源泉としている

²¹ 7号公告11条、一般反租税回避管理弁法(試行)(中国語:一般反避税管理办法(试行)(国家税务总局令第32号))。

²² 7号公告19条。

²³ 非居住者間の持分譲渡益に対する課税については納税義務者(譲渡人)が代理人を通じて納税することが予定されており、現状は非居住者である譲受人が源泉徴収することは予定されていない(非居民企業所得税源泉徴収管理暫行弁法(中国語:非居民企业所得税源泉扣缴管理暂行办法)15条2項)。

- b 間接譲渡の 1 年以内の任意の時点で国外企業の現金以外の資産の総額の 90%以上が直接又は間接に中国国内への投資により構成されているか、間接譲渡の 1 年以内における国外企業の収入の 90%以上の源泉が直接又は間接に中国国内に存在する
- c 国外企業と直接又は間接に中国課税資産を保有する支配下の企業²⁴が、所在国において登録され法律上要求される組織形態を満たしているが、実際に履行している機能や負担しているリスクが限定的で、経済的実質を有するといえない
- d 取引に対する中国国外での税負担が、中国課税資産を直接譲渡した場合に中国で生じる税負担より軽い

3 セーフハーバー(7号公告5条)

以下の条件のいずれかを満たす場合。

- a 非居住者企業が公開の市場で同一の国外企業の持分を取得し、かつ処分することで取得する中国課税資産の間接譲渡による所得
- b 非居住者企業が中国課税資産を直接保有する場合で、租税条約に基づき当該資産の譲渡所得につき中国で企業所得税の納税が不要である場合²⁵

4 合理的な商業目的を有すると認定すべきグループ内再編(7号公告6条)

以下の条件を全て満たす場合。

- a 取引の両当事者が、一方が他方の 80%以上の持分を保有している、又は同一の者に 80%以上の持分をいずれも保有されている関係があること²⁶
- b 今回の間接譲渡の後に再度生じる可能性のある間接譲渡取引と、今回の間接譲渡と同一又は類似の間接譲渡取引における中国の所得課税負担を比較した場合に、前者がより軽くなること²⁷
- c 譲受人が自ら又は自らと支配関係のある企業の持分(上場株式を除く。)によって譲渡対価を支払うこと

5 当局による調整が行われる場合の処理

- a 中国国内の機構・場所の資産に帰属すべき所得
→PEと実質的な関係がある所得として課税。税率は 20%²⁸。
- b a 以外の中国国内の不動産に帰属すべき所得
→中国国内源泉の不動産譲渡所得として課税。税率は 10%(又は租税条約の定める税率)²⁹

²⁴ 図 2 の場合で、Z1→Z2→中国法人という資本構成の場合の Z2 がこれにあたる。

²⁵ 例えば、香港との租税協定において、香港法人が 25%未満出資する中国法人の持分を譲渡したときに中国国内で持分譲渡益の課税がなされない場合がこれにあたる。

²⁶ 間接出資の場合の持分比率は各出資比率の積で計算される。また、国外企業の持分の価値の源泉の 50%以上が中国国内の不動産である場合、割合は 100%でなければならない。

²⁷ 例えば、日本法人 A が中国法人 P の 5%の持分を保有している場合で、当該 P 持分を自らの 100%子会社である香港法人 B に譲渡するときは、香港法人 B が将来 P 持分を譲渡する場合は大陸・香港間の租税協定により中国での税負担が生じないことになるため(前掲注 24)、この条件を満たさないことになる。

²⁸ 7号公告2条1号、企業所得税法3条2項、4条。

²⁹ 7号公告2条2号、企業所得税法3条3項、企業所得税法实施条例91条1項。

- c b 及び c 以外の中国居住者企業へのエクイティ投資資産に帰属すべき所得
→中国国内源泉のエクイティ投資資産の譲渡所得として課税。税率は 10%(又は租税条約の定める税率)³⁰

6 報告資料

(1) 自発的な報告(7号公告9条)

- a 持分譲渡契約・合意(外国語の場合は中国語訳を添付)
- b 持分譲渡前後の企業持株構造図
- c 国外企業及び直接又は間接に中国課税資産を保有する支配下の企業の直近2年度の財務・会計書類
- d 中国課税資産を間譲渡する取引に7号公告第1条が適用されない理由

(2) 義務的な報告(7号公告10条)

- a 7号公告9条が定める資料
- b 中国課税資産を間譲渡する取引の全体の取決めに関する意思決定及び実行過程の情報
- c 国外企業及び直接又は間接に中国課税資産を保有する支配下の企業の生産経営、人員、経理、財産等の情報及び内部・外部の監査状況
- d 国外での持分譲渡価格を確定するのに用いた資産評価報告及びその他の価格決定の根拠
- e 中国課税資産を間譲渡する取引の国外における所得税の納付状況
- f 7号公告5条及び6条(セーフハーバー規定)の適用に関する証拠・情報
- g その他の関連情報

³⁰ 7号公告2条3号、企業所得税法3条3項、企業所得税法实施条例91条1項。

Ⅱ 中国法令アップデート

弁護士 若林 耕

弁護士 濱本 浩平

弁護士 横井 傑

北京オフィス顧問 李 彬

最新中国法令の解説

<中国(上海)自由貿易試験区>

「中国(上海)自由貿易試験区公共信用情報管理使用弁法」、「中国(上海)自由貿易試験区信用情報リサーチサービス規程」

[ポイント] 本弁法は、試験区において行政機関、司法機関等が試験区内の法人等から取得し、公共サービスのために使用提供する信用状況等のデータ及び資料(公共信用情報)に関する記録、使用、収集、共有等の管理業務を規範化することを目的としている。また、本弁法と同時に公布された同規程は、試験区内の法人や自然人の公共信用情報に関する調査手続を規定するものである。

2015年1月23日公布、同日施行(中(滬)自貿管[2015]10号)

[原文] 关于印发《中国(上海)自由贸易试验区公共信用信息管理使用办法》、《中国(上海)自由贸易试验区信用信息查询服务规程》的通知

「中国(上海)自由貿易試験区における分帳核算業務域外融資」、「クロスボーダー資金流動のマクロプルーデンス管理実施細則(試行)」

[ポイント] 従来、試験区内企業がオフショアローン調達するにあたっては、(i) いわゆる投注差に基づく外債管理(外債管理暫定弁法)、及び(ii) 払込資本金額に基づく外債管理(人民元建てオフショアローンに限る、中国人民銀行上海本部による中国(上海)自由貿易試験区における人民元クロスボーダー使用拡大の支持に関する通達(銀総部発[2014]22号))の2つが存在していた。本実施細則は、これらに加えて自由貿易口座の活用を前提とする資本(資本金+資本剰余金)に基づく外債管理の方式を導入するものである。人民元建てオフショアローン及び外貨建てオフショアローンのいずれもが対象とされる。新管理方式は残高ベースで行われるため、投注差を既に費消している企業等に対して、オフショアローンの利用可能額が増加する等の効果が期待できる。

2015年2月12日公布、同日施行(銀総部発[2015]8号)

[原文] 中国人民银行上海总部关于印发《中国(上海)自由贸易试验区分账核算业务境外融资与跨境资金流动宏观审慎管理实施细则(试行)》的通知

<知的財産>

特許行政法律執行弁法(草案)

[ポイント] 本弁法(意見募集稿)は、2011年2月1日から施行されている現行法を修正するものである。本弁法は、「特許法」「特許法実施細則」に基づき、行政機関による権利侵害紛争の調停や侵害行為の調査等の法執行手続を規定するものであるが、今回の修正は行政機関の権限を強化し、その執行力を高めることを趣旨としている。

(意見募集期間:2015年1月27日から2015年3月15日)(国家知的財産権局)

[原文] 国家知识产权局关于就《专利行政执法办法(草案)》公开征求意见的通知

「最高人民法院による特許紛争事件の審理における法律適用問題に関する若干規定」の改正に関する決定

[ポイント] 本決定は、特許紛争事件に関連する特許法の規定の司法解釈を修正するもので、従前の計 26 条の規定のうち 10 条について修正がなされている。主に、(i) 2008 年特許法改正による条文や用語のずれへの対応、(ii) 特許権評価報告制度への対応、賠償額の計算にかかる規定の修正等、現行の特許法及びその司法解釈との平仄を併せる修正がなされている。

2015 年 1 月 29 日公布、2015 年 2 月 1 日施行(法釈[2015]4 号)

[原文] [最高人民法院关于修改《最高人民法院关于审理专利纠纷案件适用法律问题的若干规定》的决定](#)

＜民事訴訟法に関する司法解釈＞

「中華人民共和國民事訴訟法」の適用に関する解釈

[ポイント] 2012 年に改正された民事訴訟法を踏まえて制定された司法解釈である。これまで適用されていた 1992 年公布・施行の「中華人民共和國民事訴訟法」適用の若干問題に関する意見は本司法解釈によって廃止された。旧司法解釈からは、(i)回避、(ii)簡易手続中の少額訴訟、(iii)公益訴訟、(iv)第三者取消の訴え、(v)執行異議の訴えの各章が追加された他、管轄、争点整理・請求の変更・反訴等の手続、証拠、当事者参加・訴訟参加、担保権実行手続等大幅な修正・新规定の追加が行われている。本司法解釈については追って本ニュースレターで取り上げる予定である。

2015 年 1 月 30 日公布、2015 年 2 月 4 日施行(法釈[2015]5 号)

[原文] [最高人民法院关于适用《中华人民共和国民事诉讼法》的解释](#)

＜税務＞

非居住者企業による財産の間接譲渡についての企業所得税の若干問題に関する公告

[ポイント] 中国国外に設立された法人が保有する中国国内の資産(例えば中国法人の持分)を中国国外の法人の持分を譲渡することを通じて譲渡する「間接譲渡」について、税務当局が中国国内の資産を直接譲渡したと取り扱う際の基準や、間接譲渡を行った当事者の義務等について規定するものである。詳細は今号の Lawyers' Eye を参照されたい。

2015 年 2 月 3 日公布・施行(国家税務総局公告 2015 年第 7 号)

[原文] [国家税务总局关于非居民企业间接转让财产企业所得税若干问题的公告](#)

◆【[上海自由貿易試験区関連法令一覧](#)】

Ⅲ 台湾法令アップデート

弁護士 若林 耕

台湾弁護士 呉 曉青

最新台湾法令の解説

<独占禁止法>

公平取引法

[ポイント]台湾公平取引法制定以来の最大規模の改正である。主な改正内容は下記のとおりである。①企業結合規制について、i.グループ企業の持株比率及び売上高も結合届出基準に算入する、ii.支配株主である個人またはグループも企業結合規制の対象とする、iii.公平取引委員会(TFTC)は業種別売上高基準を制定することができる、との改正が行われた。②カルテル規制について、i.「みなし合意」規定の追加(TFTC がカルテル行為を調査するときに、調査対象となる商品または役務の市場状況、商品または役務の特性、コストまたは利益の配慮、経済的合理性などを配慮した上、業者間にカルテル行為に関する合意があることを推定できる。)、ii.例外的に許可される包括的なカルテル行為の追加(経済全体及び公共の利益に資するカルテル行為)、などの改正が行われた。③調査規制について、調査停止制度が追加された。④罰則について、i.違法行為の類型により異なる処罰を定め、競争制限規制に違反した場合の制裁金を加重した(改正前の2万ニュー台湾ドル(以下「NTD」という。)以上2,500万NTD以下から、10万NTD以上5,000万NTD以下と加重した。また、処罰されても改善しない場合は、なお10万NTD以上1億NTD以下の制裁金が科され、事情が重大である場合は、その直近1年の売上高の10分の1以下の制裁金が処される。)、ii.違法行為の時効(除斥期間)を改正前の3年から5年に延長する、などの改正が行われた。⑤訴願手続きを削除し、TFTC の処分につき異議を有する場合は直接行政訴訟を提起することとなった。

(2015年2月4日公布、10、11条が公布日後30日より施行のほか、その他の条文は同日施行)

[原文][公平交易法](#)

<電子決済>

電子決済機関管理条例

[ポイント]インターネット取引等による少額支払に関する決済サービス業務を非金融機関に対し開放するために、本条例が制定された。これにより、金融監督管理委員会の許可を得た決済機関は、①インターネット取引などの代金の収集代行業務、②前払金収集業務、③電子決済口座相互間の送金、④その他主務官庁が許可する業務を行うことができるようになる。なお、電子決済機関の最低資本金は5億NTD(約18億円)であると定められている。また、各電子決済口座の前払金、送金の限度額は5万NTD(約18万円)とされている。外国企業が台湾で電子決済サービスを営もうとする場合は、同法により台湾で電子決済機関を設立しなければならない。今後は電子商取引、小規模企業または個人業者によるインターネット取引の決済手続きがよりスムーズに行われることが期待される。

(2015年2月4日公布、施行日は行政院が別途定める)

[原文][電子支付機構管理条例](#)

<労務>

労働基準法

〔ポイント〕今回の労働基準法の改正ポイントは、①使用主が倒産した場合、賃料、退職金など労働者の債権は、抵当権を有する債権と同様に、第一順位債権として優先的に弁済されることとなる、②定年退職金の積立につき毎年会計年度終了前に査定し、不足する場合は3カ月以内に不足分を補わなければならない、③罰則の加重(適法に退職金を支払わなかった使用主への処罰は、現行法の9万NTD以上45万NTD以下の過料から、30万NTD以上150万NTD以下の過料まで加重された)、との3点である。また、普通退職金の支払いについて、改正前には支払期限は定められていなかったが、今回の改正では使用主に対し労働契約終了後30日以内に支払わなければならない義務を課した。

(2015年2月4日公布、28条1項が公布日後8か月より施行、その他の条文は同日施行)

〔原文〕[労働基準法](#)

<食品安全>

食品安全衛生管理法

〔ポイント〕今回の食品安全衛生管理法の改正ポイントは、飲食店に対する原産地に関する中文表示義務の追加、バラ売りをする食品の販売者に対する販売場所・方式の制限、商品名・原産地・遺伝子組換え食品・製造日など必要情報の中文表示義務の追加である。また、農産品生産認定を受けた生産者、農業当局に公告された生産システムを有する生産者は、それぞれ生産追跡情報、生産システムを表示しなければならない。

(2015年2月4日公布、25条1項に定める生産追跡情報・生産システムの表示義務が公布日後6か月より施行、その他の条文は同日施行。)

〔原文〕[食品安全衛生管理法](#)

<保険業規制>

保険法

〔ポイント〕今回の改正のポイントは、保険会社のリスク対応自己資本率(RBC比率)の維持に関する早期是正措置制度(Prompt Corrective Action)の導入である。保険会社をRBC比率により4つのレベルに分け、RBC比率の不足程度に応じ是正措置が設けられている。RBC比率が50%以下である保険会社につき、最悪レベルの「深刻な資本不足」と評価し、所定期間内に増資などにより資本改善を完了しない場合、主務官庁は接收、業務停止または解散を命じなければならない。早期是正措置制度は2016年1月1日より施行される。

(2015年2月4日公布、143条の4~143条の6、149条、168条が2016年1月1日より施行、その他の条文は同日施行)

〔原文〕[保険法](#)

国際金融業務条例

〔ポイント〕今回の改正により、保険会社のオフショア・インシュアランス・ユニット(OIU、国際保険業務支店)業務が開放された。改正後、主務官庁の許可を得た保険会社は、台湾域内でOIUを設置することができるようになった。OIUの業務は、海外にいる保険契約者・被保険者を対象とする外貨建ての保険業務、海外不動産を対象とする財産保険業務、再保険業務、その他主務官庁が許可する保険関連業務とされている。今後保険会社の海外進出、保険市場の規模拡大の促進が期待されている。

(2015年2月4日公布、同日施行)

〔原文〕[国際金融業務条例](#)

<銀行法>

銀行法

〔ポイント〕銀行の再投資及び非金融事業への投資の限度額の計算基準は、改正前の「払込資本金」から「純資産」に変更された。これにより増加する台湾の銀行業の投資可能資金は4,000億~5,000億NTDとなると予想されており、台湾企業の海外M&Aを促進することが期待される。

一方、クレジットカード金利の上限は 20%以下という現行法規定から、15%を上回ってはならないと改正された。

(2015 年 2 月 4 日公布、同日施行)

[原文]銀行法

<消費者保護>

金融消費者保護法

[ポイント]金融商品、サービスを受ける消費者への保護を強化するために、今回の改正により、これらサービスを提供する業者の不正行為につき、罰則を追加した。まず、広告・宣伝、販売促進の内容に詐欺・隠蔽など虚偽情報がある場合、消費者と金融商品の適合度につき十分に検討していない場合、金融商品などに関する重要な内容、リスクを十分に説明または開示していない場合、または従業員のコミッション制度が主務官庁所定基準に違反した場合は、30 万 NTD 以上 1,000 万 NTD 以下の過料が科される。また、業務員コミッション制度、新規販売で複雑なハイリスクの商品につき、取締役会の決議または責任者の承認を得ていない場合、30 万 NTD 以上 300 万 NTD 以下の過料が科される。

(2015 年 2 月 4 日公布、施行日は行政院が別途定める)

[原文]金融消費者保護法



中国万感



【春節の祭り(廟会)】

北京オフィス顧問 李 加弟

既に周知のことと思われるが、中国の伝統的な祝日の中で中国国民が最も重要だと考える祝日は、春節(日本では「旧正月」と呼ばれる。)である。春節になると、中国全土が様相を変え、町の雰囲気もガラリと変わる。一年を通じて最大のイベントが中国各地で催され、非常に盛り上がる。その中でも、「祭り」が特に重要な役割を果たしている。

春節の祭りは、日本の縁日の祭りに相当するものであり、各地の公園等で行われる。会場となる公園は、提灯や対聯(対句を書いた掛け物)等の春節飾りで彩られる。そこでは、獅子舞や太鼓を用いた郷土芸能によるショーが催され、中国各地の代表的な軽食や特産品等を扱った屋台が数多く立ち並び、伝統的な文芸公演や工芸デモンストレーション等のイベントが開催される。近年では、これら中国の伝統的な催し物に加え、外国のバンドによる演奏、書物の販売、子供向けのおもちゃ取りゲームといったものも人気を集めている。

例えば、筆者が住んでいる北京で最も有名な祭りと言え、**「地壇祭」**(地壇公園で行われるのでこう呼ばれる。)である。筆者も家族と一緒にこの地壇祭を毎年楽しんでいる。新聞等の報道によれば、去年の春節期間中**「地壇祭」**を訪れた人の数は、百万人を超え、大盛況であった。また、今年2月11日から一週間、この**「地壇祭」**がタイのバンコクで開催されることになった。そこでは、中国グルメを始め、民族芸能ショー、切り絵体験、書道実演等中国の魅力あふれる食文化・民族文化・伝統文化満載のイベントが数多く催されることとなっている。このように、祭りは、春節における欠かせないイベントとして中国人の心に深く根を下ろしているだけでなく、外国の土地においても芽を出し始めている。

今年の春節もわが子を連れて祭りを楽しもう。

TOPICS

<NEWS>

アンダーソン・毛利・友常法律事務所(AMT)とビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所(外国法共同事業)(BSMA)は、2015年4月をめぐりに、BSMAの主力弁護士約60名と関連スタッフがAMTと経営統合する旨の基本合意に達し、2014年12月18日付で基本合意書に調印しました。

大規模M&Aや金融案件等を含む幅広い分野のリーガルサービスを提供するAMTと、事業再生や、危機管理、M&A等のコーポレート案件に取り組んできたBSMAの統合により、統合後事務所は、事業再生分野を重要な業務分野の一つとする真のフルサービスファームとして、複雑かつ多様化したリーガル・ニーズに機動的かつ包括的に対応する体制が格段に整備されることとなります。

両事務所は、経営統合による相乗効果に加え、個々の弁護士がさらに研鑽を積むことにより、あらゆる分野においてより質の高いサービスを提供できるよう一層努力してまいりますので、倍旧のご支援ご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所(外国法共同事業)

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)、中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)又は若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)までご連絡下さいませよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、china-newsletter@amt-law2.comまでご連絡下さいませようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)	(上海オフィス)
森脇 章	中川 裕茂	森脇 章
中川 裕茂	横井 傑	若林 耕
若林 耕	李 加弟	濱本 浩平
楽 楽	李 彬	
屠 錦寧	安 然	
呉 暁青		

CONTACT INFORMATION



アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051
東京都港区元赤坂一丁目2番7号
赤坂Kタワー
Tel: 03-6888-1000(代表)
Email: inquiry@amt-law.com
URL: <http://www.amt-law.com/>



アンダーソン・毛利・友常法律事務所 名古屋オフィス

〒450-0003
愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目24番20号
名古屋三井ビルディング新館13階
Tel: 052-533-4770(代表)
Email: nagoya@amt-law.com



日本安德森・毛利・友常律師事務所北京代表処

中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路5号
北京發展大廈809室
郵編100004
Tel: +86-10-6590-9060(代表)
Email: beijing@amt-law.com



日本安德森・毛利・友常律師事務所駐上海代表処

中華人民共和国上海市浦東新区
世紀大道100号 上海環球金融中心40階
郵編200120
Tel: +86-21-6160-2311(代表)
Email: shanghai@amt-law.com



アンダーソン・毛利・友常法律事務所 シンガポールオフィス Anderson Mori & Tomotsune (Singapore) LLP

9 Raffles Place #17-01, Republic Plaza, Singapore 048619
Tel: +65-6645-1000(代表)
Email: singapore@amt-law.com